団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

<table>
<tr><td>団体/会社名</td><td colspan="3">特定非営利活動法人西興部村猟区管理協会</td></tr>
<tr><td>代表者</td><td>大澤　安廣</td><td>担当者</td><td>伊吾田　宏正</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">〒098-1501
北海道紋別郡西興部村字西興部 485
TEL/FAX:0158－87－2180
E-mail:igota@cocoa.ocn.ne.jp</td></tr>
<tr><td>設立の経緯
／沿　革</td><td colspan="3">北海道西興部村では、近年増加して農林業被害を引き起こすエゾシカを地域資源として利用するために、平成になって野生鹿肉の販売や観光鹿牧場の運営などの地域おこしが行われてきた。さらに平成 15 年、村全域を鳥獣保護法に基づく猟区に設定するために村内のハンターなど有志が集まって当協会を設立し、全村面積の約 8 割が道有林であることから、北海道の助言・支援のもとに平成 16 年に北海道より猟区の認可を受けた。ここでは独自のガイド付エゾシカハンティングによって村外狩猟者を呼び込み、宿泊飲食などの経済効果をあげている。また、全国の狩猟初心者を対象とした技術講習会の開催や酪農学園大学による狩猟免許取得の資格支援講座等の大学生実習の受け入れも行っている。平成 19 年には、酪農学園大学と西興部村が地域総合交流協定を結んでいる。</td></tr>
<tr><td>団体の目的
／事業概要</td><td colspan="3">団体の目的
１）エゾシカを地域の自然資源と位置づけ、狩猟を中心にした有効活用による個体数管理を行い、農林業等被害を抑制し、村民とエゾシカの共生を図る。２）ガイド付の狩猟によって安全で秩序ある狩猟を実現する。３）狩猟技術を蓄積し、狩猟文化の継承に努め、野生動物保護管理の担い手としての次世代狩猟者の教育を行う。４）入猟者の村営ホテルなどの宿泊・飲食や地元ガイドの雇用により地域経済に寄与する。５）以上をもって、次世代型の野生動物地域管理システムの構築を目指す。
事業概要
１）村外のエゾシカハンターを受け入れる入猟事業、２）狩猟初心者の技術講習会など狩猟者教育事業および大学生実習の受入事業、３）地域の小学生等を対象とした環境教育事業、４）エゾシカ個体数指数調査など上記事業展開に必要な調査研究事業。</td></tr>
<tr><td>活動・事業実績
（企業の場合は環境に関する実績を記入）</td><td colspan="3">猟区管理運営事業（平成 16 年 10 月～。平成 16～18 年度実績：50 名のハンターがのべ 84 回来村しのべ 337 人日入猟し 280 頭のシカを捕獲した。）、狩猟セミナー事業（平成 16 年 10 月～。平成 16～18 年度実績：163 名※下記大学生実習含む。）、自然案内人向け野生動物教室実施事業（平成 16 年 2 月）、西興部村子供野生動物教室実施事業（平成 16 年度～）、西おこっぺ森林ハイキングの集い実施事業（平成 17 年 3 月）、酪農学園大学学生実習受入事業（平成 17 年 9 月～）、東北芸術工科大学学生実習受入事業（平成 18 年 8 月～）、東京農工大学学生実習受入事業（平成 18 年 10 月～）、森林組合調査事業受託（平成 16 年 4 月～）、平成 18～19 年度市民活動団体等支援総合事業受託。上記活動に関係した村営ホテル宿泊数（平成 16～18 年度）はのべ 590 泊。</td></tr>
<tr><td>ホームページ</td><td colspan="3">http://www.vill.nishiokoppe.hokkaido.jp/Villager/Ryouku/index.htm</td></tr>
<tr><td>設立年月</td><td colspan="3">平成 15 年 11 月　　＊認証年月日（法人団体のみ）　平成 16 年 10 月 29 日</td></tr>
<tr><td>資本金/基本財産
（企業・財団）</td><td>円</td><td>活動事業費／
売上高（H17）</td><td>8,216千円</td></tr>
<tr><td>組　織</td><td colspan="3">スタッフ／職員数　2名　（内 専従　1名）
個人会員　19 名 ｜ 法人会員　0 名 ｜ その他会員（賛助会員等）　0 名</td></tr>
</table>

提　言

政策のテーマ	ワイルドライフマネジメントを志向した狩猟研究教育センターの創設と狩猟マイスター制度の導入

■政策の分野
・自然環境の保全
・
■政策の手段
・予算・資金措置、施設等整備
・制度整備

団体名：特定非営利活動法人西興部村猟区管理協会

担当者名：伊吾田宏正

■キーワード	狩猟者教育	野生動物保護管理	農林業被害	資源利用	マイスター制度

① 政策の目的

総合的な狩猟および野生動物の保護管理・研究・教育活動の拠点としての狩猟研究教育センターを全国の各地域に創設し、狩猟者および野生動物保護管理関係者の教育を行うとともに、各地域の野生動物保護管理のキーパーソンとなる“狩猟マイスター”を養成・認定することで、野生動物の被害対策と資源利用を両立させた次世代の地域主体の野生動物保護管理システムの確立を目指し、人間と野生動物の共存に寄与する。

② 背景および現状の問題点

農林業被害等日本の野生動物問題が深刻化する一方で、管理の担い手としての狩猟者の減少・高齢化が加速している。特定鳥獣保護管理計画制度に基づいて、野生動物保護管理体制は都道府県レベルでは一部で整備されつつあるが、直接野生動物と向き合う市町村レベルでは殆ど未整備である。現時点では専門知識のない行政担当者とボランティアの猟友会員による場当たり的な対応が一般的である。適正な鳥獣管理の確立のためには、実戦的かつ体系的な野生動物の生態および保護管理の知識、狩猟技術、被害対策、地域における組織調整能力およびそれらに基づく“現場感覚”を備えた野生動物保護管理専門者としての狩猟者の人材育成および活用体制の整備が急務である。

③ 政策の概要

１．狩猟研究教育センター（別名：hunting school）の創設

全国各地に狩猟研究教育センターを設置し、野生動物保護管理に関する研究活動と、狩猟者および野生動物関係者の教育活動を行う。このために、野生動物保護管理の重要な一要素として狩猟が生態系に果たす役割およびその文化面など狩猟の正の価値を積極的に見直し、野生動物の生態・管理・被害防除・資源利用・狩猟技術・狩猟文化・狩猟倫理などの関連分野の研究を行いつつ、学問として体系化して我が国独自の総合的な“狩猟学”を構築する。これをもとに、講義と実習を効果的に組み合わせたカリキュラムを作成し、理論と実践のバランスのとれた人材の育成を図る。さらに、充実した研究教育に必要な講義室・食肉解体加工施設・資料処理実験室・被害防除研修施設・囲いわなやハンティングタワーなど各種捕獲施設・狩猟専用車両・射撃練習場などの基盤を整備する。

２．狩猟マイスター制度の導入

地域が主体となった野生動物保護管理を推進するために、狩猟研究教育センターで“狩猟マイスター”を養成する。狩猟マイスターは、地域主体の野生動物保護管理の中核となって、野生動物の個体群とその生息地の状況のモニタリングを行い、行政担当者と連携して捕獲管理や被害防除などの管理活動を行う。また、各地域の一般狩猟者の指導にあたって、狩猟者の技術とマナーの向上を図るとともに、パトロールによる密猟の取り締まり、傷病鳥獣の保護を行う。地域によっては有料の猟区を設定して、これの管理業務にあたる。当制度は必要に応じて既存の鳥獣保護員制度との整合性または統一を検討する。

④　政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

狩猟研究教育センターは、各都道府県に1～数か所程度あるのが望ましい。教育対象は、一般狩猟者・都道府県および市町村の鳥獣行政担当者・森林組合職員・農協職員・獣医師・関連民間業者・大学生などとする。教育カリキュラムは各地域の野生動物の分布や生息環境の状況、および被害の特質などの地域性を十分考慮して各地域独自のものを開発することとし、必要に応じて共通・専門科目を組み合わせた対象別のものを作成する。

狩猟マイスターは、地域の野生動物の生息地や課題の大小に応じて各市町村に1～数名程度配置するのが望ましい。狩猟マイスターは関係機関と連携し、利害関係者の意見を調整した上で、各地域の野生動物保護管理計画を策定し、それに基づき業務を執行する。

狩猟研究教育センターおよび狩猟マイスターは、野生動物の生態や管理、被害防除、食肉などの資源利用に関する知識および技術の普及を目的とした地域住民向けの講習会等を開催する。

狩猟マイスターは狩猟研究教育センターにおいて定期的な研修を受け、新技術の講習や各地域との情報交換を行い、活動内容の向上を図る。狩猟研究教育センターは、毎年定期的に地区会議および全国会議を開催し、情報交換や課題の共有を行い、また緊急課題の解決のためのワークショップを実施する。この全国会議は、野生動物保護管理研究や人材育成に関わる海外機関（国際狩猟者教育協会http://www.ihea.com/など）とも連携して、国際的ネットワークを形成し、最新の情報収集に努める。

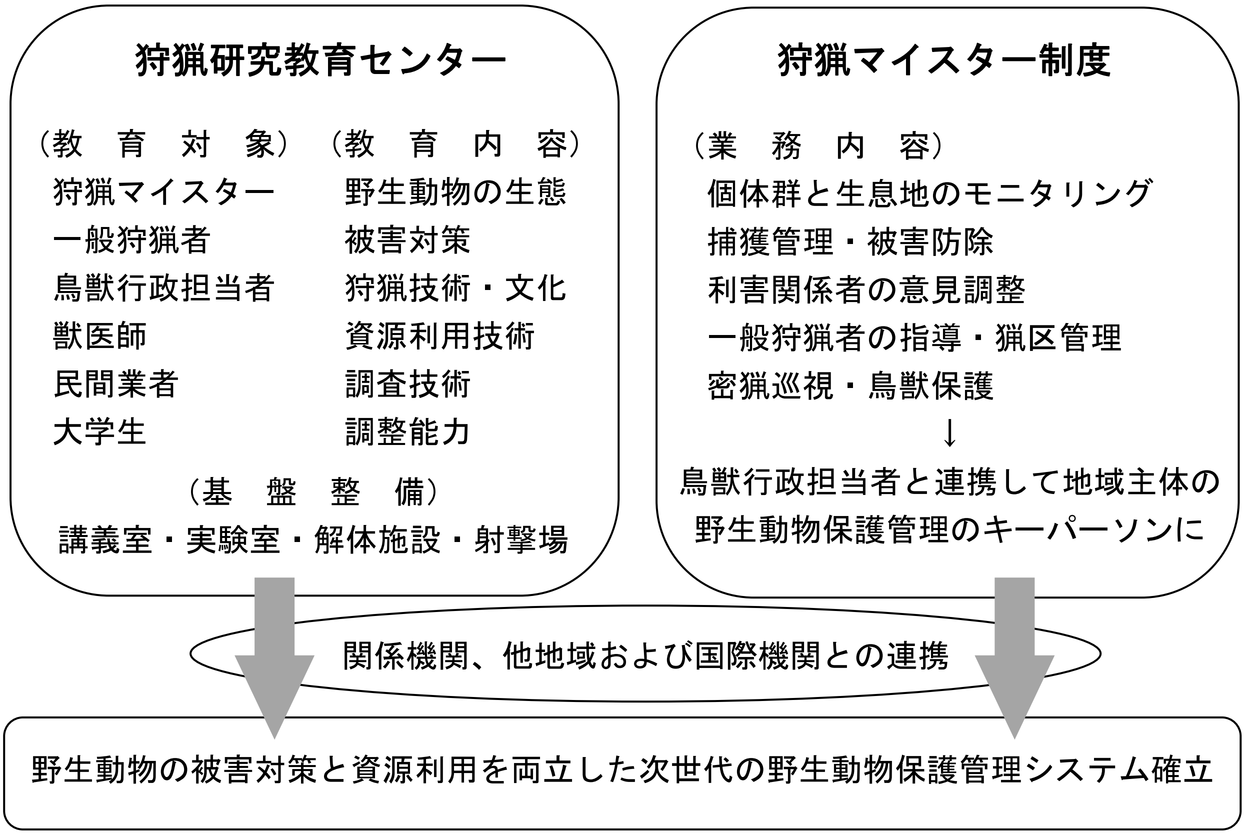

⑤　政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

狩猟研究教育センターの管理運営は国または都道府県が行う。各センターには専属の研究員・調査員・教育普及員・事務員を配置する。研究課題および教育カリキュラムの作成については、国が定めたガイドラインに基づき、各狩猟研究教育センターが主体となって、各地域の大学や公共または民間研究機関と連携して取り組む。研修会の開催の際は必要に応じて、大学および研究機関から講師の派遣を要請する。

狩猟マイスターは地域性を考慮して、国または地方自治体の常勤または非常勤の職員として身分を保証する。狩猟マイスターは、狩猟研究教育センターおよび都道府県や市町村の鳥獣行政担当者と十分連携して活動する。狩猟マイスターが勤務する事務所を各市町村に設置する。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

欧米では地域の利害関係者や関係機関・研究機関を巻き込んだ地域が主体となった協働型の野生動物保護管理の発展が注目されている(Decker et al. 2005)。これにより、政策の意義についての地域住民の理解度や地域社会からより積極的な協力が得られるなどのメリットが考えられる。本提案政策の実施により、我が国の野生動物問題を解決するために必要な狩猟者や専門家の確保および地域に根差した適正な管理活動の推進が期待される。

１．農山村の生活環境の維持

適正な教育を受けた狩猟者の増加はシカやイノシシなど増えすぎて被害を及ぼす野生動物の捕獲数増加につながり、これは年間二百億円前後にも達する農林業被害の軽減に貢献する。さらに、被害をきっかけとした離農や耕作放棄地の増加に歯止めがかかり、農山村の活性化の維持に寄与することが期待される。また、人身被害を引き起こす恐れのあるクマや、捕獲自体が被害の軽減に必ずしも貢献しないサルなどについて、狩猟マイスターが関係機関と連携して追い払い活動等を実施することは、農林業被害の軽減のみならず、地域住民の生活環境の安全確保につながる。さらに、野生動物に関する知識や被害防除についての普及活動は、地域住民が野生動物問題に対する正しい理解と対処方法を習得することに貢献する。

２．生物多様性の保全

シカなどの増えすぎた野生動物による食害などが、希少種も含む自然植生等へ悪影響を及ぼすことが懸念されている。それらの動物の適正な個体数調整は、我が国固有の貴重な生態系の維持と生物多様性の保全につながる。

３．地域の自然資源の有効活用

さらに、シカやイノシシなどを食肉やスポーツハンティングの対象として資源活用を推進することで、捕獲のインセンティブの付与となり、地域の特産品の開発販売や観光客の入り込みなどを通じた地域経済の活性化につなげることができる。野生動物保護管理に関連した人材の雇用は、中山間地域の雇用創出を通じて、地域の消費活動の促進に少なからず貢献することが期待される。

Decker et al. (2005). Collaboration for community-based wildlife management. Urban Ecosystems, 8, 227-236.

⑦ その他・特記事項

「森の番人」としての狩猟者は、地域の自然をよく知り、野生動物をワイズユースし、または農林業被害を防除して、経験的に里山・奥山環境を保全してきた「猟師」として尊敬に値する存在であるといえる（田口2000）。狩猟には個体群動態学、解剖学などの知識をはじめとする多岐にわたる知識や、捕獲技術・解体技術など熟練した高度な技術が必要とされる。そこで、今回提案の制度の名称として、ドイツにおける熟練職人の資格認定制度に発想をえて、食品の分野や地方公共団体などで最近用いられるようになった「マイスター」という言葉を用いた。

昨年の佐世保市の銃乱射事件をきっかけに，「合法銃」に関する規制が強化される可能性も出てきた。野生動物保護管理において銃器は不可欠な要素ではあるが、市民の安全確保との両立も不可欠である。このような観点から、国際狩猟者教育協会等では銃器の取り扱いに関わる安全教育や倫理教育にも力を注ぎ、数々の普及啓発活動を続けている。本提言の狩猟者育成は、海外の普及啓発手法についても詳細に検討し、安全な銃の取扱の教育を徹底することで、狩猟者のマナーの向上と事故防止に寄与することが期待される。

田口洋美．2000．列島開拓と狩猟のあゆみ．東北学3：67−102．